

山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務委託基本仕様書

1. 委託業務名

山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務(以下、「本業務」という)

2. 業務の目的

本業務は、山形県内の県立高校の魅力等を広く紹介することで、将来の入学希望者およびその保護者に向けて、県立高校の教育内容や学科の特色を効果的に伝えることを目的とする。県立高校ポータルサイトの周知や高校紹介動画の制作・公開を通じて県立高校の魅力を発信し、県立高校の認知度向上及び入学希望者の増加を図る。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

4. 本仕様書の位置付け

本仕様書は、山形県立高等学校PRコンテンツ企画・制作業務に関する仕様を定めたものである。本仕様書に記載された要件は原則としてすべて実現すべきものであるが、受注者の示す代替案を県が了承した場合は、要件を満たしたものとする。

5. 委託業務の内容

本仕様書に基づき、事業の全体構想、目的達成に向けた企画・制作、運営上の配慮等を明確にした企画書を作成すること。なお、企画書には、業務実施体制、業務スケジュール、予算案等を含めること。

(1) 基本的な考え方

- ① 受注者は、業務遂行に当たり、県と十分な打合せを行い、その指示を受けると共に、業務の進捗状況を定期的に発注者に報告すること。なお、会議体の実施計画や実施方法について、提案書に含めること。
- ② 受注者は、委託業務の実施に当たっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の労働関係法案を遵守すること。

(2) 業務概要

① 県立高校紹介動画の制作・公開

ア 学校紹介動画の更新

約2分×14タイプ

YouTubeチャンネル『山形県立高校紹介動画』内

学校紹介動画より42校中14校(別表1のとおり)の動画更新

参考：https://youtube.com/channel/UCXaY_sZDMbS-d-C_NtajRg?si=KWRyfVwI0JIKveyj

本学校紹介動画は10月末に納品すること。但し、各校と内容について打ち合わせた上で、県の下承を得たものについては、12月末までの納品とすることができる。

イ 高校再編に係る学校紹介動画の制作（新庄志誠館高等学校）

約2分×1タイプ

本学校紹介動画は7月末までに完成、納品すること

② 山形県立高等学校ポータルサイトの周知

山形県立高等学校ポータルサイト(<https://kenritsukoko.pref-yamagata.ed.jp/>)を中学生・保護者に向けて広く周知する。

ア ポータルサイト周知紹介動画の制作

6秒、15秒、30秒の3タイプ、9月中旬まで完成させ、納品すること

イ インターネット上での動画広告及びディスプレイ広告の実施

ウ .ポータルサイト2次元コード付きカードの制作 15,000枚

(3)業務内容、制作条件

① 県立高校紹介動画の制作・公開

下記の制作条件により、業務の目的を達成しうる県立高校紹介動画案を提案すること。なお、映像制作における重要事項については、本県と受注者で協議の上、決定すること

ア 企画・構成及び出演者との各種調整

- 受注者は、構成台本を作成し、発注者に提出。発注者と協議の上確定し、それを基に撮影・編集を行い、成果物を納品すること。
- 受注者は、業務スケジュールを定め、契約締結後速やかに作業計画書を件に提出し承認を得ること。
- 撮影前に各学校を訪問し、担当者と打合せすることを必須とする。

イ 撮影

構成台本に基づき、動画の作成に必要な映像及び画像等の撮影を行う。

なお、次の内容は本業務に含むこと。

- 資料および素材の収集
- 肖像権および素材の収集
- 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影に係る費用
- その他、企画構成の内容を達成させるために必要な撮影費用等
- 本業務において、撮影した映像等は『山形県立高校ポータルサイト』や学校のホームページ等で活用できるよう、映像素材は4Kとする。
- 学校の周囲環境や校舎の様子を中学生や保護者に伝えるため、無人航空機(ドローン等)を使用すること。
- 撮影は原則として、ディレクター・カメラマン・音声・照明を配置して行う。ただし、担当業務の兼務は可とする。

ウ 編集

撮影した映像の加工および編集、CG制作のほか、音楽や音声、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに県と学校による複数回の内容確認及び修正の指示を受け承認を得ること。なお、学校紹介動画の各校の完成・納品時期については、別途県と協議の上、決定すること。

動画の要件については次のとおりとする

- 約2分程度の動画を各学校1タイプ合計14タイプの動画と学校再編に伴い新庄志誠館高校1タイプの動画を作成
- 使用する映像は、原則として本業務において新規撮影したものとするが、過去に撮影した映像も使用可能とする。学校側の要望等により学校が所持している既存映像(画像)を使用する場合、または県が受注者の所有している映像や借用映像の使用を承認した場合はこの限りではない。ただし、借用映像を使用する際の手続き等の対応は受注者が行い、またそれにより発生する費用等は受注者負担とする。
- 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受注者にて行うこと。また、著作権の使用により発生する費用は受注者負担とし、業務完了後もその費用を負担するか、買い取りにより費用が発生することがないようにすること。
- 全出演者の承諾を得ること

② 山形県立高等学校ポータルサイトの周知

下記の制作条件により、業務の目的を達成しうる周知案を提案すること。

ア ポータルサイト周知紹介動画の制作

- 受注者は、構成台本を作成し、発注者に提出。発注者と協議の上確定し、それを基に撮影・編集を行い成果物を納品すること。
- 動画は6秒、15秒、30秒の3タイプを作成し、動画広告として使用できるものとする。
- 中学生・保護者に向けて訴求する内容であれば実写、CG、アニメーション等は問わない。
- 制作にあたって発生する費用については、全て受注者負担とする。

イ インターネット上での動画広告及びディスプレイ広告の実施

- 広告費は提案額全体の10%程度とする。但し、本事業の達成に必要と思われるKPI(目標値)を設定し、提示すること。
- 広告を掲載する媒体について提案に含めること。
- 広告配信前に実際に配信される広告のイメージを県と情報共有すること。
- インプレッション、クリック数(率)、再生数等の目標値や広告のテーマに即したターゲティング設定を県に提案する。
- 広告の誘導先は山形県立高等学校ポータルサイトとする。
- 出稿した広告の運用状況を適宜確認・管理し、クリック数(率)などの成果が想定値と比較して良くない場合などは、出稿期間中であってもターゲティングや広告クリエイティブの変更など、必要な作業を行う。実施した内容は速やかに県に報告すること。

- 広告配信終了後は広告の効果測定結果を県に報告する。なお、広告配信期間中においても、県の依頼に応じて、インプレッションやクリック数といった数値を報告すること。
- ディスプレイ広告についてはバナー制作を行うこと。広告配信媒体の規格に合わせたデザインを事前に提出すること。
- 広告配信期間は 2026 年 10 月 1 日～2026 年 12 月 31 日の 3 ヶ月間とする。

ウ ポータルサイト2次元コード付きカードの制作

中学生に向けてポータルサイトを掲載した2次元コード付きのカードを作成する

- 中学生が興味関心を引くデザインとすること。
- 事前にデザインを提出し、県と協議の上作成すること。
- 規格については 50 mm × 50 mm、厚さ 0.2～0.29mm、カラー、両面刷り 15,000 部とする。

6. 成果物

次の書類等を紙媒体(No3、4を除く)及び電子データで提出すること。内容は県と協議し、承認を得たものを提出すること。文書ファイル形式は、Microsoft Office 2021 以上の Word、Excel、PowerPoint などの形式で提出すること。また、全て PDF 形式に変換したのも提出すること。No3及び No4についてはUSBメモリ又は外付けHDD等に保存し納品すること。

No	提出物	内容	納入期限
1	業務実施計画書	実施方針、業務実施体制、業務スケジュール等	契約締結後速やかに
2	構成台本	高校再編に係る学校紹介動画 学校紹介動画の更新、ポータルサイト周知紹介動画	6月中旬 7月下旬
3	完成動画	編集済み動画データ及びサムネイル画像	5(2)のとおり
4	白素材	本業務で撮影した白データ(学校紹介動画のみ)	業務完了時
5	広告に関する報告書	5(3)②イに記載のある広告の効果測定結果等	広告掲載終了後 10 営業日以内
6	ポータルサイト2次元コード付きカード	5(3)②ウに記載のカード	6月末
7	議事録	会議時の議事録	会議後5営業日以内
8	業務完了報告書		業務完了時
9	その他	県が打ち合わせの中で必要とした書類等	適宜

7. 全体的事項

(1)作業場所等

- ・業務の作業場所および業務の実施に必要な設備については、県から別途指示がない限り、受注者の責任において確保すること

- ・山形県庁舎内において作業を行う場合は、「山形県庁内管理規則」等の県庁舎管理に係る規定を遵守し、場所の使用に係る一切の事項について県の指示に従うとともに、作業従事者の品位の保持に努めること。
- ・山形県庁舎内における業務の実施時間は、打合せ等の開始時間や進捗状況等による。
- ・山形県庁舎へ来庁を要請する日以外は、本業務のために業務従事者の事業所等への常駐や待機を行う必要はないが、電話やメール等で速やかに連絡が取れるようにすること。

(2) 使用物件・資料

- ・業務の実施にあたり、必要と認められる資料等については貸与する。ただし、善良な管理者の注意義務をもってこれを保持し、県の承諾なく第三者に公表又は貸与してはならない。
- ・プロジェクト完了等により県が使用させた資料および帳票等が不要になった場合、当該資料を県に返却すること。資料等を複写している場合は複写物を破棄するとともに、破棄した旨書面で報告すること。

(3) 費用負担

本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等に必要な経費およびその他の一切の経費は、原則として本委託業務に含むものとする。

(4) 機密保持

受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料(電子媒体、文書、図書等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ・取得した時点で、既に公知であるもの
- ・取得後、受注者の責によらず公知となったもの
- ・法令等に基づき開示されるもの
- ・県から秘密でないと指定されたもの
- ・第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認されたもの

(5) その他

- ①本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項および仕様書等の解釈に疑義が生じた場合は、遅延なく県と受注者が協議して定めるものとする。
- ②受注者は、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)等の関係法令を遵守すること。
受注者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- ③受注者は、業務の責任者については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。
- ④受注者は、契約期間終了後、県から本業務に関し照会があった場合は、その照会に適切に応じること。なお、照会に応じる期間は、本業務契約終了の日から1年間とする。

8. 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって県に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 県は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。
- (3) 受注者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを県に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。
- (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、県と受注者で協議の上進める。

9. 契約に関する条件等

(1) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。また、その場合の費用については、受注者の負担とする。

(2) 業務の履行に関する措置

- ① 県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受注者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受注者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受注者が責任をもって対応すること。

別表 1 県立高校紹介動画制作対象校 一覧

番号	高等学校名	所在地
1	新庄志誠館高等学校最上校	最上町大字向井町字水上 869-2
2	新庄神室産業高等学校	新庄市松本 370
3	新庄神室産業高等学校金山校	金山町大字金山 248-2
4	新庄神室産業高等学校真室川校	真室川町大字新町字塩野 947
5	致道館高等学校	鶴岡市若葉町 26-31
6	鶴岡工業高等学校	鶴岡市家中新町 8-1
7	鶴岡中央高等学校	鶴岡市大宝寺字日本国 410
8	加茂水産高等学校	鶴岡市加茂字大崩 595
9	庄内農業高等学校	鶴岡市藤島字古楯跡 221
10	庄内総合高等学校	庄内町廿六木字三ツ車 8
11	酒田東高等学校	酒田市亀ヶ崎一丁目 3-60
12	酒田西高等学校	酒田市東泉町 5-9-5
13	酒田光陵高等学校	酒田市北千日堂前字松境 7-3
14	遊佐高等学校	遊佐町遊佐字堅田 21-1